

「善行地区乗合タクシーの運賃特例の内容変更」 について皆さまのご意見を募集します

善行地区では、平成 29 年から地域が主体となって運行する地域主体の公共交通【のりあい善行】が運行しています。このたび、利用者のサービス向上を目的に、運賃の特例制度の内容変更が検討されておりますので、変更に対するご意見を募集します。なお、今回いただきましたご意見については、藤沢市運賃協議会にて協議をする予定としております。

<関係事業者>

運行主体：特定非営利活動法人のりあい善行

運行事業者：フジ交通株式会社

意見募集先：藤沢市都市計画課（藤沢市運賃協議会事務局）

<意見提出の流れ>

①概要についてご確認ください。

概要は、都市計画課、市役所総合案内、市政情報コーナー、各市民センター、藤沢市ホームページからご覧いただけます。

ホームページ



②意見書をご提出ください。

募集期間：2025 年（令和 7 年）11 月 26 日（水）～12 月 9 日（火）<必着>

書面に住所、氏名及び区分（あてはまるものに○）をご記入の上、募集期間内に、次の提出先宛に郵送・FAXまたは持参してください（裏面をご利用ください）。

持参いただく場合は、月曜日～金曜日午前8:30～午後5:15でお願いします。

市のホームページの意見募集専用フォームから提出できます。（電子提出）

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/tosikei/machizukuri/kotsu/kokyo/noriai-taxi-ikenbosyu.html>

※電話や来庁（口頭）による受付は行いませんので、ご了承ください。

※意見等を提出できる方は「市内在住・在勤・在学の方」、「市内に事業所等を有する方」及び「その他利害関係者」となります。

<結果の公表>

提出された意見等を踏まえた結果を公表します（個別には回答しません）。

提出いただいた意見等の原稿は返却しません。

問い合わせ・意見提出先 藤沢市 都市計画課 都市交通計画担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1（分庁舎3階）

電話：0466-50-3537（直通）

FAX：0466-50-8223

氏 名	
住 所	
区 分 (あてはまるものに ○をつけてください)	1 市内在住、在勤、在学 2 市内に事業所等を有する 3 その他利害関係がある

[illegible]

善行地区乗合タクシーの 運賃特例の内容変更について



【運行概要】 本格運行（平成29年4月～）

項目	内容
運営主体	NPO法人のりあい善行
運行方法	路線定期運行
運行便数・系統	1日24便(2系統) (01系統2.8km、02系統3.7km)
運賃	大人300円、小人100円 ※サポーター会員250円(別途年会費 3,000円/年) ※01系統と02系統は別料金
運行日	平日(土休日を除く)
運行時間	午前9時～午後5時30分
運行車両	ワゴン車両(車両の乗車定員10名(利用者8名))
車両の運行者	フジ交通株式会社

のりあい善行



【運行概要】現在の運行路線・ダイヤ



01系統【亀井野団地方面】	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
① 善行駅東口	00 30	00 30	30	00	30	00	00 30	00	00
② 善行駅東口下	00 30	00 30	30	00	30	00	00 30	00	00
③ 立石市民の家	03 33	03 33	33	03	33	03	03 33	03	03
④ 俣野子どもの家	04 34	04 34	34	04	34	04	04 34	04	04
⑤ 亀井野住宅	05 35	05 35	35	05	35	05	05 35	05	05
⑥ 亀井野公園	05 35	05 35	35	05	35	05	05 35	05	05
⑦ 亀井野団地	05 35	05 35	35	05	35	05	05 35	05	05
⑧ 渋沢台	06 36	06 36	36	06	36	06	06 36	06	06
⑨ 善行駅東口下	08 38	08 38	38	08	38	08	08 38	08	08
① 善行駅東口	10 40	10 40	40	10	40	10	10 40	10	10

02系統【立石公園方面】	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
① 善行駅東口	15 45	15 45	45	15	45	15	15 45	15	15
② 善行市民センター	16 46	16 46	46	16	46	16	16 46	16	16
③ 八洲台3の通	17 47	17 47	47	17	47	17	17 47	17	17
④ 伊勢山辺中央	18 48	18 48	48	18	48	18	18 48	18	18
⑤ 伊勢山辺坂下	18 48	18 48	48	18	48	18	18 48	18	18
⑥ 水道みち下	19 49	19 49	49	19	49	19	19 49	19	19
⑦ 立石公園	20 50	20 50	50	20	50	20	20 50	20	20
⑧ 立石ハイツB棟	20 50	20 50	50	20	50	20	20 50	20	20
⑨ 立石ハイツE棟	21 51	21 51	51	21	51	21	21 51	21	21
⑩ 藤沢翔陵高校前	22 52	22 52	52	22	52	22	22 52	22	22
⑪ 善行市民センター	24 54	24 54	54	24	54	24	24 54	24	24
① 善行駅東口	28 58	28 58	58	28	58	28	28 58	28	28

【運賃特例の変更の概要】



今回の運賃特例の変更は、サービス水準向上のための変更となります。

現行の運賃は、01系統(亀井野団地方面)と02系統(立石公園方面)を乗り継ぐ場合、運賃が加算される形となっています。

乗車運賃

300円(01系統)+300円(02系統)=600円

ただし、特例として、01系統のバス停で乗り、02系統の善行市民センターで降りた場合のみ、運賃加算なしで乗ることができます。(片道のみ)

乗車運賃 300円

運賃特例の変更内容

今回の運賃特例の変更では、善行市民センターから乗り01系統(亀井野団地方面)で降りる場合も運賃加算なしで乗ることができるように、見直すことを協議します。(往復ともに適用)

【運賃特例の一部変更内容】



【現状の特例】

01系統から継続して乗車し、02系統「善行市民センター」までは追加運賃なしで利用できる。
(※02系統「善行駅東口」を出発時に、乗車定員以内である場合)

(例)

- 亀井野住宅(01系統)→善行市民センター(02系統) 300円
- 善行市民センター(02系統)→亀井野住宅(01系統) 600円
- 亀井野住宅(01系統)→水道みち下(02系統) 600円

【変更予定の特例】

サービス水準向上のための変更です

変更内容①

01系統と02系統間を継続して乗車する場合、次の区間については、追加運賃なしで利用できる。

- ・01系統から02系統「善行市民センター」まで
- ・02系統「善行市民センター」から01系統まで(追加)

(※各区間で「善行駅東口」を出発時に、乗車定員以内である場合)

(例)

- 亀井野住宅(01系統)→善行市民センター(02系統) 300円
- 善行市民センター(02系統)→亀井野住宅(01系統) 300円
- 亀井野住宅(01系統)→水道みち下(02系統) 600円

変更内容②

01系統と02系統の継続乗車にかかる割引施策を「軽微な変更」と位置づけ、今後の継続乗車にかかる運賃施策は運賃協議会での協議が調ったものとして扱う。